# 生活困窮者就労準備支援事業運営要領 (和歌山県生活困窮者自立支援プログラム事業)

平成27年4月1日 施行 平成28年4月1日 一部改正 令和2年4月1日 一部改正 令和3年4月1日 一部改正 令和6年4月1日 一部改正

#### 1 趣旨

この要領は、生活困窮者就労準備支援事業(和歌山県生活困窮者自立支援 プログラム事業)実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき実施する 事業の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

# 2 事業受託者の選定

(1) 当該事業の趣旨に賛同し、事業を受託する社会福祉法人等は、次の書類 を和歌山県社会福祉課(以下「県」という。) に対して提出するものと する。

ア 「生活困窮者就労準備支援事業計画書(別記様式第1号)」 イ 「課税・免税事業者届出書(別記様式第2号)」

(2) 県は、提出のあった上記書類を審査の上、事業を委託する社会福祉法人等に決定通知書を送付し、委託契約を結ぶものとする。

#### 3 支援対象者の選定

- (1)振興局は、支援対象者の「現状・課題等整理票(別記様式第3号)」を 作成し、事前に事業受託者と協議するものとする。
- (2) (1) の事前協議において受入可能と判断された者について、振興局は、 支援対象者から「生活困窮者就労準備支援事業に係る参加同意書(別記 様式第4号)」を徴した上で、参加者を決定するものとする。

なお、振興局は、参加者決定後、選定された支援対象者、事業受託者 及び県にそれぞれ「生活困窮者就労準備支援事業に係る選定通知書(別 記様式第5号の1~3)」を送付するものとする。

#### 4 支援の実施

(1) 自立支援プログラムの作成

事業受託者は、振興局と協議のうえ「自立支援プログラム(生活困窮者 就労準備支援事業)について(別記様式第6号)」を作成し、振興局に報 告することとする。

なお、当該自立支援プログラムを変更(軽微な変更を除く。)した場合、 事業受託者は、振興局に対して、「自立支援プログラム(生活困窮者就労 準備支援事業)変更報告書(別記様式第7号)」により報告することとす る。

## (2) ボランティア活動保険の加入手続き

ボランティア活動保険(名義は支援対象者とする。)は、支援対象者が ボランティア活動を開始するまでに振興局等の協力を得て、事業受託者が 申請手続きを行うものとする。

# (3)経過記録の作成

事業受託者は、支援対象者のボランティア活動に際し、活動の確認・助言指導を行う就労準備支援員を配置し、「生活困窮者就労準備支援事業に係る経過記録(別記様式第8号)」を適宜記録することとする。

なお、自立支援プログラムの効果等を確認する上で参考となるため、振 興局の自立支援相談員との連携・協力の経過についても、併せて記録する こととする。

#### (4) 自立支援相談員との連携・協力

振興局は、支援対象者の就労意欲が一定程度醸成される等により、就労に向けた準備が整ったと判断される場合は、自立支援相談員の支援プランに基づき、求職活動等必要な支援を実施することとする。

#### 5 支援の変更、中止及び終了

- (1) 事業受託者は、当初予定していた支援対象者の人数の増加等により、事業計画を変更する必要が生じた場合は、県と協議の上、「生活困窮者就労準備支援事業変更計画書(別記様式第9号)」及び別記様式第1号別添を県に提出するものとする。
- (2)振興局は、次に掲げる場合、事業受託者と協議の上、支援の中止を決定することができる。なお、振興局は、支援の中止を決定した場合、支援対象者、事業受託者及び県にそれぞれ「生活困窮者就労準備支援事業に係る中止決定通知書(別記様式第10号の1~3」により、それぞれ通知するものとする。
  - ア 支援対象者が中止を申し出た場合
  - イ 支援対象者の体調不良等により、支援の継続が困難と判断した場合
  - ウ 事業受託者と協議の上、支援の継続が困難と判断した場合

- (3) 事業受託者は、別記様式第5号により選定された支援対象者に対する支援実績について、四半期ごとに「生活困窮者就労準備支援事業に係る実績報告書(別記様式第11号)」を振興局に提出するものとする。
- (4) 県は、提出された実績報告書等をもとに検査を行い、適当と認めた場合は、事業委託者からの生活困窮者就労準備支援事業委託料請求書(別記様式第12号)に基づき、委託料を支払うものとする。

# 6 業務報告等

事業受託者による業務報告等については、次の表によるものとする。

	様式	提出期限	報告先
委託契約前	○別記様式第1号(事業計画書) ○別記様式第2号(課税・免税事業者届 出書)	毎年度3月末	社会福祉課長
支援実施時	○別記様式第 6 号(自立支援プログラム)	支援実施前	振興局長
	○別記様式第7号(事業変更報告書)	変更後 14日以内	振興局長
	〇別記様式第9号(事業変更計画書)	追加支援対象 者受入7日前	社会福祉 課長
支援終了後	○別記様式第8号(経過記録) ○別記様式第11号(実績報告書)	支援終了後 1か月以内	振興局長
検査終了後	○別記様式第12号(請求書)	支援終了後 1ヵ月以内	社会福祉課長